



市からの連絡帳

届け出など

市民課 土曜日窓口

住民票や印鑑証明の交付のほか、転出・転入手続きなどでもできるサタデーサービスを行っています。週によって庁舎が入れ替わりますのでご注意ください。※内容によっては取り扱えないものもあります。事前にお問い合わせください。
時・場 第1・3・5土曜日…保谷庁舎 第2・4土曜日…田無庁舎
いずれも午前9時～午後0時30分
◆市民課 **田**(☎042-460-9820) **保**(☎042-438-4020)

土曜日窓口の閉庁・住民票等自動交付機の休止

10月5日(月)の個人番号制度開始に伴うシステムメンテナンスのため、10月3日(土)の土曜日窓口は閉庁します。また、10月3日(土)・4日(日)は、市内全ての住民票等自動交付機が停止します。ご理解・ご協力をお願いします。
◆市民課 **田**(☎042-460-9820) **保**(☎042-438-4020)

住民基本台帳カード発行終了

10月5日(月)の個人番号制度開始に伴い、従来の「住民基本台帳カード(住基カード)」は12月28日(月)で交付を終了します。併せて、住基カードへの電子証明書の発行も、12月22日(火)で終了します。住基カードに代わり、平成28年1月からは個人番号カードの交付が始まります。
◆**個人番号カードの交付を希望する方**
10月以降、通知カード(各人に付番された個人番号をお知らせするカード)が郵送されますので、同封の申請書でお申し込みください。
◆**現在、住基カードをお持ちの方**
カード表面に記載されている有効期限までは利用可能ですが、個人番号カードとの重複所持はできません。個人番号カード交付手続きの際、お手持ちの住基カードを回収しますのでご持参ください。詳細は、市**HP**をご覧ください。
◆市民課 **田**(☎042-460-9820) **保**(☎042-438-4020)

固定資産税の減額

◆資産税課 **田**(☎042-460-9830)

住宅の耐震改修工事

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まない)。
□**減額要件** ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ②1戸当たりの改修工事費用が50万円超
□**減額期間** 平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間
□**必要書類** ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②固定資産税減額証明書 ③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し

福祉

臨時福祉給付金の申請はお早めに

□**申請期限** 12月28日(月)
場 臨時福祉給付金担当窓口(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)
※保谷庁舎は9月30日(火)まで
◆**臨時福祉給付金担当** **田**(☎042-497-4976)

障害者総合支援センターフレンドリーが指定管理者運営に

民間活力を市の施設管理運営に生かすため、障害者総合支援センターフレンドリーは、10月から5年間、指定管理者である医療法人社団薫風会が運営することとなりました。市の委任を受け、指定管理者が施設の使用許可などを行います。利用の手続き・条件などは変更ありませんが、受付時間の延長などのサービス向上が図られます。
なお、喫茶コーナーは改装のため利用できない期間があります。ご理解・ご協力をお願いします。
◆**障害者総合支援センターフレンドリー** **田**(☎042-452-0087)

子育て・教育

子ども医療費助成制度～乳・子医療証の送付～

現在⑧・⑨医療証をお持ちで、現況届が省略となった方または現況届を提出済みの方には、10月から有効の医療証を9月下旬に送付します。
申請や現況届が必要な方には7月末に書類を送付していますが、まだ提出していない方はお早めにご提出ください。本制度の対象となる方で医療証をお持ちでない場合は、申請が必要です。
◆**子育て支援課** **田**(☎042-460-9840)

保護者助成金の支給

□**申請期間** 9月16日(水)～30日(水)
場 市内在住で次の全てに該当する保護者
①認可外保育施設で東京都の認証を受けている市内外の認証保育所、市区町村と委託契約を結んで東京都から補助金を受けている市内外の定期的利用保育事業に児童が入所している
②保育料を完納している

③月決めで保育利用契約を締結している
□**助成額** 子ども1人につき月額8,000円
□**申請方法** ①市内の認可外保育施設に預けている方(既に退園した方も含む)…施設で配布される申請書に必要事項を記入後、各施設に提出
②市外の認可外保育施設に預けている方…ご自宅に申請書を郵送します。必要事項を記入し各施設で証明を受け、〒188-8666市役所保育課へ郵送または持参(田無庁舎1階)
※市内の家庭的保育事業・小規模保育事業は対象外。市外の家庭的保育事業・小規模保育事業などに預けている方はお問い合わせください。
◆**保育課** **田**(☎042-460-9842)

市立小・中学校の学校選択制度

新入学の際、住所地の指定校以外の市立小・中学校に入学を希望する場合は、希望校を事前に申し立てることができます。
対 平成28年度新入学児童・生徒
持 印鑑(本市に転入予定の方は別途必要書類あり。詳細は、下記へお問い合わせください)
□**受付窓口**
時 10月1日(木)～30日(金)
場 教育企画課(保谷庁舎3階)
□**臨時窓口**
時 10月21日(水)～23日(金)
場 田無庁舎1階
◆**学校選択制度のご案内**
9月上旬に、対象者へ「学校選択制度のご案内」を郵送しました(市立小学校の6年生には在籍校で配布)。届いていない場合は、下記へご連絡ください。
□**学校案内パンフレット**
教育企画課(保谷庁舎3階)・市民相談室(田無庁舎2階)で配布
◆**教育企画課** **保**(☎042-438-4071)

くらし

自治会・町内会などへの補助金

市内の自治会・町内会およびマンション管理組合が実施する地域福祉の促進や地域づくりに役立つ活動を対象に、事業費の一部を補助します。
対 市内の自治会・町内会およびマンション管理組合
□**補助金上限額** ①と②の合計
①団体割額：1万2,000円
②世帯割額：200円×加入世帯数

改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書・現場の写真[※])およびバリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票の写し ④改修住宅の居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…その方の住民票の写し ●要介護または要支援…その方の介護保険被保険者証の写し ●障害のある方…その方の障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類
※1 一定のバリアフリー改修工事…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り換え工事、床表面の滑り止め化

住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該

※1,000円未満は切り捨て
申 10月1日(木)～30日(金)に申請書類を協働コミュニティ課(保谷庁舎3階)へ持参
※詳細は、お問い合わせください。
◆**協働コミュニティ課** **保**(☎042-438-4046)

「ごみ・資源物収集カレンダー」配布

10月～平成28年9月の「ごみ・資源物収集カレンダー」を、市報本号と一緒に配布していますので、ご利用ください。
◆**ごみ減量推進課** **保**(☎042-438-4043)

選挙

西東京市選挙管理委員会委員の就退任

選挙管理委員会委員の就退任があり、9月2日に平井勝さんが新たに選挙管理委員に就任しました。また同日開催した選挙管理委員会委員長および委員長職務代理者が決定したのでお知らせします。
●**委員長**…鈴木宏一さん
●**委員長職務代理者**…平井勝さん
●**委員**…添島幸雄さん、上原敏彦さん
任期は、平成29年3月8日までです。
◆**選挙管理委員会事務局** **保**(☎042-438-4090)

9月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□**選挙人名簿登録者数** 男性7万8,553人、女性8万3,675人、計16万2,228人前回の定時登録者数と比較すると、男性109人増、女性254人増、計363人増加しています。
□**今回の定時登録の要件**
①日本国民 ②平成7年9月2日以前に出生 ③平成27年9月1日現在、引き続き3カ月以上本市に居住している(他市区町村から転入した場合は、平成27年6月1日までに本市の住民基本台帳に記載)
□**在外選挙人名簿登録者数** 男性113人、女性112人、計225人
□**在外選挙人名簿登録の要件**
①在外選挙人名簿に登録されていない ②登録申請時に満20歳以上 ③日本国民 ④在外選挙人名簿の登録申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
◆**選挙管理委員会事務局** **保**(☎042-438-4090)

家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まない)。
□**減額要件** ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ②平成20年4月1日～平成28年3月31日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)(※2)を行う ③1戸当たりの改修工事費用が50万円超 ④現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋
□**必要書類** ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②熱損失防止改修工事証明書 ③熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票の写し
※2 一定の熱損失防止改修工事…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するものの工事で、窓の改修を含めた工事であることが必須)